

〈高齢者事故の特徴〉

- ・全人身事故の約4割
- ・高齢者死者は全死者の約7割
- ・交差点事故が約6割
信号交差点事故が増加
- ・出会い頭事故は最多

〈令和6年中清水区内人身交通事故発生状況〉

令和6年1月1日～令和6年12月31日

区分	件数(件)		死者(人)		負傷者(人)	
		前年比		前年比		前年比
全事故	1,120	-39	6	+4	1,388	-54
高齢者事故	456	-37	4	+3	248	-39

死亡事故6件中3件は道路横断中に発生!

交差点
歩行横断中
死亡事故

記事への
問合せ

366-8663



清水地区支部
ホームページ

3月28日(木) 19:00頃(雨)
堂林 市道

80代女性死亡

7月12日(金) 21:00頃(雨)
万世町 国道

60代女性死亡

12月30日(月) 20:00頃(晴れ)
相生町 国道

40代男性死亡

ドライバーのみなさんは 右からの歩行者に注意!
歩行者のみなさんは 左からの車に注意!

夜間 右からの横断者がいる「かもしれない運転」を!

道路横断中に死亡した高齢歩行者(54人)の交通事故発生状況(平成27年～令和6年中 静岡県内)

左からの歩行者 13人 約2割
右からの歩行者 41人 約8割

特に右側に注意を!

遠くに見えても車は速い「まだ渡れるはもう危険」

左からの車 斜め横断の禁止
車両等の直前直後横断の禁止

横断歩道の利用と反射材の着用を!

令和6年11月1日施行 罰則強化 自転車の危険行為

*6月1日から懲役と禁錮を合わせて拘禁刑に名称変更となります

酒気帯び運転の禁止

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

「酒類の提供や同乗・自転車の提供」に対しても罰則が新たに適用!

受購義務の対象です

自転車運転者講習の

携帯電話使用等の禁止

6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金

スマートフォン等を手で持って
・通話する行為
・画面を注視する行為の禁止